

# ご存知ですか？ 新4K8K放送を視聴するには 受信設備改修の必要があります!!

受信設備の改修工事には助成金が適用されお得に設備改修ができます

新4K8K衛星放送を従来放送用の機器で受信すると電波漏洩により、「Wi-Fiがつかない」「電子レンジに近いテレビが映らない」などの障害が発生する恐れがあります。

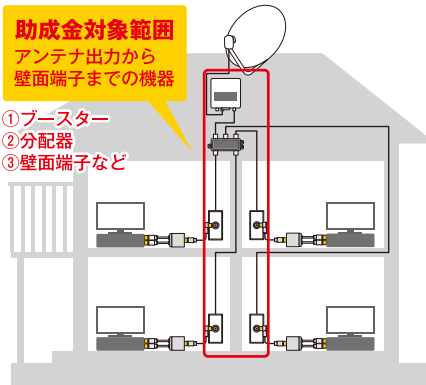
そういった電波漏洩による他の無線サービスへの干渉の防止のため漏洩に関する技術基準に満たない受信設備の改修に助成金が適用されます。(中間周波数漏洩対策事業)

## 助成金が適用される方

平成29年5月11日までに右旋対応のBS受信設備を設置し  
平成30年6月8日以降に右左旋対応BSアンテナの設置をされる方

助成金対象範囲  
アンテナ出力から  
壁面端子までの機器

- ① ブースター
- ② 分配器
- ③ 壁面端子など



## ■ 助成金交付条件

- 平成29年(2017年)5月11日以前に衛星基幹放送の受信設備が設置されていること。  
(右旋のBS受信設備が設置されていること)
- アンテナ出力から壁面端子までの間の機器で助成金交付対象機器リストの技術基準不適合機器であり、かつ助成金交付対象機器であること。
- 平成30年(2018年)6月8日以降に右左旋対応アンテナを設置すること。  
(「助成金交付決定通知」以降に設置工事を行なう事)
- 住居を含む建物に設置されている受信設備の改修であること。  
対象外 ①国、地方公共団体等が所有するもの ②登録業者が所有するもの  
③放送法第136条第1項の技術基準のみが適用される電気通信設備  
④受信設備の主たる目的が住居用でないもの

## ▲ 注意 - 助成金制度の適用を受けるには

助成金制度の適用には中間周波数漏洩対策事業への登録業者による施工が必要となります。また登録には電気工事士や無線従事者など電気関連の資格保有者を有する登録業者の資格条件事業者であることが必要です。詳しくは(一般社団法人)放送サービス高度化推進協会 A-PABのHPにてご確認ください。また一般の方の個人での申請はできませんのでご注意ください。助成金には予算の上限があり、助成金を受けられない場合がございます。設備によっては助成金の対象外となる場合がございます。

新4K8K衛星放送に関するお問い合わせは

新4K8K衛星放送コールセンター (ナビダイヤル：通話料視聴者負担)  
※運用時間は、平日9:00~17:00 (12月29日~1月3日は休み)



0570-048-001

※一般電話からは市内通話料金でご利用いただけます

電波漏洩対策・助成金に関するお問い合わせは

電波漏洩対策コールセンター (ナビダイヤル：通話料視聴者負担)  
※運用時間は、平日9:00~17:00 (12月29日~1月3日は休み)



0570-048-068

※一般電話からは市内通話料金でご利用いただけます

中間周波数漏洩対策事業についてはこちらをご確認ください - <https://if.apab.or.jp/>